

和敬学園の創設と樋口琢堂の奮闘

藤田和敏

はじめに

- 1) 前回のまとめ：伝統仏教教団の幹部によって運営されていた仏教各宗聯合会（以下、「聯合会」と略する）から生み出され、全国で組織された仏教護国団（以下、「護国団」と略する）は、聯合会が固守してきた仏教界運営の枠組みを超えた活動を展開した。
 - ・京都護国団は、当初は多数の市中寺院を擁する浄土宗を中心に組織されていたが、運営の行き詰まりから改組された。新組織には清水寺住職大西良慶が団長に迎えられ、青年僧侶が理事に抜擢された。琢堂も臨済宗各派を代表して理事に就任した。
 - ・京都護国団は、米騒動後に広がった生活不安・社会不安に対応するため、大正10年（1921）に京都養老院を設置した。社会への積極的な働きかけは「大正デモクラシー」の影響を受けたものと評価できるが、国家の方針に従順な体質も併せ持っていた。
- 2) 今回のねらい：京都護国団による社会活動の実態を、大正13年（1924）に開園された和敬学園を中心に検討する
 - ⇒園長である琢堂の少年保護に対する献身振りを描き出すとともに、政府による国民教化政策との関係を意識して分析する。
- 3) 関東大震災（大正12年9月1日）以後の国家による思想統制と国民教化
 - ⇒大正9年の戦後恐慌に端を発する慢性的な不況、原敬の暗殺（大正10年11月、写真1）と元老山県有朋の死去（同11年2月）、シベリア出兵の失敗なども相俟って、国家統治の枠組みが緩み始めていたことへの対応が求められた。
 - ・大正14年成立の普通選挙法と治安維持法：従来の制限選挙が廃され、満25歳以上の男子に選挙権が与えられたが、国体や私有財産制を否定する運動は取締りの対象となった。
 - ・当該期における国民教化政策の特徴
 - ⇒二宮尊徳の報徳思想（写真2）を広めた報徳社などの民間教化団体の協力を得て、修養思想（質素儉約・忠君愛国・親孝行などに代表される通俗的な道德思想）を説くことによって、国体（天皇中心の国家体制）観念を国民に注入することが目指された。国民生活における様々な矛盾は、修養思想により個々人の精神のあり方を変えることで解決が図られ、権利意識は押さえ込まれた【赤澤1985】。
 - ⇒昭和4年（1929）から浜口雄幸内閣が推進した教化総動員運動では、特に宗教団体に対して働きかけが行われた【山本2011】。

1. 関東大震災と国民精神作興詔書

1) 関東大震災と樋口琢堂の慰問活動

- ・大正12年（1923）9月1日、関東地方南部をM7.9の大地震が襲った。京浜地帯は壊滅的な打撃を受け、死者約10万人、被災者約340万人に及んだ（写真3）。聯合会は増上寺内に救護弔祭本部を置き、焼け残った寺院で遺骨を預かることにした（『中』T12/09/15）。
- ・京都護国団での協議の結果、市内各宗寺院で罹災地の就学児童3000名を收容保護することに決した。琢堂は慈雲庵を進んで提供した。衆善会では慰問品を送った。（『衆』T12

/10・12、写真4)。

- ・琢堂は被災地に出張。11月21日の正午に新宿に到着した。22日から26日まで本所被服廠跡（写真5、陸軍の軍服を製造する施設。7haの跡地に逃げ込んだ約4万人が死亡）で遺族に遺骨を分骨した（写真6）。「中には一人で十五人分の十八人分と分骨を貰いに来る人があり、一々事情を承わりて真に御同情申上る訳です」（『衆』T12/11）。
- ・関東大震災は激しい人心の動揺を招いた。政府は治安維持を名目に強大な権限を振るい始めた。

2) 国民精神作興詔書の渙発

- ・11月10日、大正天皇の名で渙発され、政府によって周知徹底された。「浮華放縱ふかほうしよう しりぞを斥けて質実剛健おもむ けいじよう きげき たに趨き、軽佻詭激けいけんこうちゆうせいを矯めて醇厚中正じゆんこうちゆうせいに帰し、（中略）国家の興隆と民族の安栄、社会の福祉とを図るべし」
⇒教育勅語・戊申詔書の流れを引き継ぎ、「大正デモクラシー」の思想を抑圧して、国体観念・国民道徳を鼓舞する根拠となった。
- ・国民精神作興詔書は『衆善』大正12年12月号の巻頭に掲載された。京都護国団でも国民精神作興運動として市内10ヶ所ほどで講演会を開くことを内定（『中』T13/02/07）。

2. 和敬学園の開園と旧少年法

1) 和敬学園の開園

- ・大正13年10月17日、京都護国団の少年保護事業として慈雲庵内に和敬学園が開園した。
- ・和敬学園規則第3条「本園は少年法の適用を受け、又は適用を受くべき少年を、仏教の精神に基き教養保導し、独立自営せしむる基礎を作るを以て目的とす」（『中』T13/10/07）。
⇒京都護国団の動きの背景には、大正12年1月1日施行の旧少年法があった。
- ・洛西方面に適地を得て保護所を建築する予定であったが、「熱心なる家庭的保護をあたえることがよりよき方法」であり、和敬学園を慈雲庵内に置くことになった。（『中』T13/11/20）。
- ・当初、琢堂は和敬学園の経営に乗り気でなかった。「拙僧も本会の事を一人でやって居る事で不行届勝ですから固く辞退したのですが、最後に一善と申込まれて、致方ないので当分の間と申して置きましたが」（『衆』T13/10）。

2) 旧少年法制定への道のり【守屋1977】

- ・未成年者に対しての近代的な刑事法制＝明治15年（1882）施行旧刑法が端緒。懲治場ちようちじよう（少年犯罪者の教育場）の設置を規定したが、刑事責任を全く否定された責任無能力者が対象。
⇒12歳未満が絶対的責任無能力、12歳以上16歳未満が相対的責任無能力とされたが、是非の弁別能力が責任能力の基準とされたために、懲治場は利用されなかった。
- ・旧刑法には法の執行猶予制度が存在せず、年少者に対しても実刑以外の処遇方法がなく、収監されることによって逆に犯罪性を身に付けてしまう結果を生み出した。
- ・民間の篤志家による感化院（非行少年・保護者のない少年を保護する施設）設立の動き。
⇒キリスト教徒を中心に進められた。代表的人物が留岡幸助（写真7）。
- ・留岡は元治元年（1864）生。19歳でキリスト教に入信し、同志社英学校に入学して新島

裏らの信仰・思想に影響を受けた。北海道空知監獄の教誨師となり、監獄研究を志して渡米。欧米の感化教育思想に大きな感銘を受けた。

- ・明治32年に留岡幸助が東京巢鴨に家庭学校を設立。夫婦小舎制（一つの寮に夫婦の指導員が収容児と寝食を共にしながら指導する制度）を日本で初めて導入した。
⇒当時の年少者に対する刑罰主義と劣悪な処遇への批判。監獄改良の理論的指導者である内務官僚小河滋次郎も感化院の必要性を説いた。
- ・明治33年、感化法（8歳以上16歳未満の不良少年などを感化院に収容して教育する法律）制定。しかし、財政基盤がなく、公立感化院の設立は進まなかった。
- ・明治40年、現行刑法施行。刑事未成年者の上限を14歳とし、14歳以上は絶対的責任能力者とする。
⇒厳罰主義が継続、教育刑思想（教育のために長期の刑を科す）の存在。
- ・14歳未満の犯罪少年はとりあえず感化院を利用することになったが、収容力は貧弱であり、その対策が必要とされた⇒旧少年法の制定へ。

3) 旧少年法【守屋1977・森田1993・鳥居2008】

- ・大正12年、旧少年法施行。その主な特徴は以下の4点。
 - ①適用対象を一四歳以上一八歳未満としたこと。
 - ②少年審判官と少年保護司（少年に対する社会調査・観察処分事務を担当）を中核とする少年審判所が設置されたこと。
 - ③検察官先議制度を採用したこと。
 - ④^{ぐはん}（犯罪の^{おそ}虞れがある）少年を少年審判所の対象に取り入れたこと。
⇒少年の育成より犯罪予防・社会秩序維持に重点を置いた刑事政策立法。
- ・矯正院（後の少年院）とは別に、民間の保護団体に少年の保護を委託する制度が設けられた⇒矯正院の収容能力の限界と不備。
- ・司法省は、篤志家に新たな団体を創設することを奨励し、少年保護団体に対して委託許可制を取り委託補給費を支給。少年保護実務指導を行った。

3. 和敬学園の運営

1) 少年保護の現実

- ・「和敬学園初年度日記」（写真8）：琢堂による業務日誌。開設から大正15年12月まで。
- ・大正13年10月30日、Y・Iを初めて受け入れる。「^{いよいよ}愈 開園の実践を示すこととなれり」
- ・11月10日にS・I、12月6日にY・Kが入園。Y・Kは28日に「主任（琢堂）の間隙を見て」逃亡。S・Iも大正14年2月18日早朝に逃亡、3月8日に京都府警察部に捜査囑託を依頼。5月25日に入園したH・Hは26日早朝に逃亡。夕方七条警察署に検挙されたので園に連れ戻すが、27日早朝に再び逃亡。
- ・8月13日、G・Hについて錦小路の鰻屋に住み込み就職を依頼。16日に不向きとの理由で暇を出される。帰園せず行方不明。
- ・11月24日、Y・Kが自転車を乗り逃げしたとの報告あり。
- ・初めての園生Y・Iは9月2日に保護処分解除を申請。
⇒受け入れた少年の多くはすぐに逃亡する。社会復帰への試みも容易ではない。罪を犯す場合もある。しかし、指導が成功している少年もいる。

2) 家庭的処遇の必要性

- ・ 琢堂にとって、自坊に少年たちを受け入れることは自らに危険が及ぶ可能性がある行為であったが、物理的な防止手段は取らなかった←逃亡の多発が証明する。
- ・ 和敬学園運営の根底にあるのは家庭学校の創設者留岡幸助の理念「愛是最堅之牆壁也」^{あいこれさいけんのしょうへきなり}（愛こそがもっとも強固な障壁である）。
⇒ 欧米の先進的な少年保護を実地で学んだ留岡は、豊かな自然や宗教的な環境、家庭的な愛情の中で少年を「感化」していくことの重要性を強調した。
- ・ しかし、家庭学校では改善の見込みがない者は退校させる規程が設けられた。留岡は、感化院は「それ程に悪化して居ない不良少年」にとって有効と考えており、「已むを得ないものは、是を拘禁しなければならぬ」とした【二井2010】。
⇒ 犯罪を犯し、保護処分を受けた少年たちを受け入れ、立ち直させることが、いかに困難なものであったか。

3) 宮内省からの下賜金

- ・ 大正14年3月2日、琢堂が司法省より少年保護司の嘱託を受ける（『衆』T14/04）。
- ・ 大正15年以降、2月11日の紀元節に際し宮内省より事業奨励の下賜金を受ける。大正15年は100円（『衆』T15/03）、「園の理事者一同共に感激仕り、聖恩に添い奉^{たてまつ}るべく、益々事業の成績を挙げるべく努力する事を期します」。昭和2年からは「金一封」（『衆』S02/03）、昭和18年まで確認できる（写真9）。
⇒ 「わが国における刑事政策が、行刑そのものは別として、国家における制度的・財政的不備を補うために、民間の篤志家や慈善団体、宗教団体を組織して国家が必要とする対策を肩替り」【守屋1977】させたことを典型的に見て取ることができる。
⇒ 国家による社会対策の貧困さを補った民間団体を慰撫するために、下賜金という天皇制に基づいた恩恵が与えられた。
- ・ そもそも琢堂の社会活動は、大正天皇と特別な関係を持ったことに端を発していた。国民教化政策によって社会に浸透していた天皇制の権威に琢堂の意識は拘束されていたのである。

4. 和敬学園の委譲と園舎新築

1) 京都養老院の運営

- ・ 仁和寺尊寿院に移転した京都養老院は、大正12年5月1日に開院式を行った。大正15年には年度末現員が30名を超えた。大西以下、京都護国団理事は手弁当で運営に携わった。在院者の人間らしい生活を保障する努力が積み重ねられた。
⇒ 地元の医師による献身的な診察。食事は一汁一菜の世間並みのものが供せられ、間食もかなりあった。『大阪朝日新聞』を購読、助成金・寄附によりラジオ・蓄音器も設置された。尾上松之助一座による慰問が行われた【同和園七十年史1997】。
- ・ 大正15年4月、京都上京区の方面委員（現在の民生委員）が京都養老院を参観したところ、構内に位牌が祀られていること、事務員の態度が悪かったことから、公立養老院設置の提起がなされることになった。
⇒ 京都護国団側は「私設のものが限りある資金に僅かな府の補助でやって行く京都養老院としては不完全な点は多多あるでしょう、然るに、位牌がどうの、事務員がどうの

という僅かな感情や欠点を見出して力むということは、あまりにこの事業に了解がなさすぎると存じます」と反論（『中』T15/04/30）。運営の困難さ。

- ・昭和2年1月22日、京都護国団理事会で京都養老院における院外収容の実施を決定。院外収容＝入所者に家庭的温かみを与えるため理解のある家庭に分散的に収容、対象は60歳以上。「理想論に属するものとされ、日本では一回も試みたことはない」（『中』S02/01/20・25）。
⇒8月に入り初めての篤志者が出る。「中々適当な篤志の申込者がなくて、殆んど立ち消えの状態で、最初の意気込みも多少張り合い抜けの調子であった」（『中』S02/08/06）。

2) 和敬学園の委譲

- ・昭和天皇即位大典の昭和3年を記念して和敬学園が京都護国団から衆善会に委譲された。「こうした事業は団体の力よりは個人の愛の上に立って没頭して為した方が良いということを経験上から得た」琢堂が京都護国団と交渉した（『中』S02/12/22）。
⇒開園から4年余りで「総人員百十五名を受託しました中に三十余名は成績も良好となり改心し、現に市内に七八名勤務して居る」という実績に伴う自負（『衆』S03/01）。
- ・昭和3年1月14日に大阪少年審判所より経営者変更が承認された（『衆』S03/02）。
- ・昭和2年度和敬学園事業報告（『衆』S03/05）
収入4,556円（少年審判所補給費2,333円、琢堂醸出金1,114円、少年作業費732円など）
支出4,556円（賄諸費2,013円15銭、作業費分配732円、役員手当600円など）
総人員53名（就職5名、保護者引渡12名、他の保護会へ移換1名、死亡1名、無断退園20名、矯正院へ送致1名、昭和2年度末人員13名）

3) 園舎の新築

- ・昭和3年2月11日、即位大典を記念して園舎の新築を企画。3間7間2階建、予算3,560円余。3月25日起工（『衆』S03/03・04）。
- ・結局のところ総工費は5,894円4銭を要した。4,300円余は有志の寄附によって賄われた。7月8日に落成式（写真10・11）。司法大臣官房保護課長滝川秀雄（代読大阪少年審判所長古谷新太郎）などの祝辞（『衆』S03/07・08）。

4) 司法省下付金

- ・昭和6年2月11日、宮内省からの金一封に加え、司法省の司法保護事業奨励金から特別優良団体として金100円の下付を受ける（写真12）。大阪控訴院正庁会議室において、控訴院長より沙汰書・奨励金が下付された。
- ・「当日園長は出庁に先んじ、学園内階上講堂に於て、両陛下御真影の前にて重乃先生と園生一同と共に立列、君が代の合唱、教育勅語の一斉奉読をなし、次いで訓話をなしましたが、当日は終日作業学科共休み、祝 饅頭赤飯等を与えて楽しき祝日を送らしめました」（『衆』S06/03）
⇒琢堂は司法省から高い評価を受けたが、御真影前での君が代斉唱・教育勅語奉読に象徴されるように、あくまで当時の国家にとって有用な人物を育成した点が評価されたのである。

おわりに

- ・ 関東大震災を契機として煥発された国民精神作興詔書は、「大正デモクラシー」的な風潮を押さえ込み、思想統制と国民教化を推進しようとする国家の方針を反映していた。京都護国団も詔書にいち早く反応した。
- ・ 大正12年に施行された旧少年法によって、民間の保護団体に少年保護を委託する制度が開始されたことに伴い、京都護国団は和敬学園を創設して事業に乗り出した。少年保護は家庭的環境で行うことが望ましいことから、和敬学園は琢堂の自坊慈雲庵に設置されることになった。私財を投じて和敬学園を維持する琢堂に対し、宮内省は下賜金を与えて慰労するが、それは国家が本来果たすべき社会政策の責務を琢堂のような篤志家に肩代わりさせるための方便ともいえるものであった。
- ・ 昭和3年には、琢堂は京都護国団から和敬学園の経営権を譲り受けるとともに、園舎新築を成し遂げた。司法省は琢堂の功績を賞して表彰を行うが、その評価の前提には国民精神作興詔書にみられるような国家の教化政策に従っていたことがあった。

【参考文献】

- 守屋克彦『少年の非行と教育 少年法制の歴史と現状』（勁草書房、1977年）
- 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、1985年）
- 森田明「大正一一年少年法の立法過程—比較法史的概観」（森田明編著『大正少年法』（上）、信山社、1993年）
- 同和園七十年史編纂委員会『同和園七十年史』（社会福祉法人同和園、1997年）
- 鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史—「処罰」と「教育」の関係—』（不二出版、2008年）
- 二井仁美『留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史序説』（不二出版、2010年）
- 山本悠三『近代日本の思想善導と国民統合』（校倉書房、2011年）



写真5 関東大震災後の被服廠跡地
出典：国書刊行会『目でみる大正時代』下（国書刊行会、1986年）

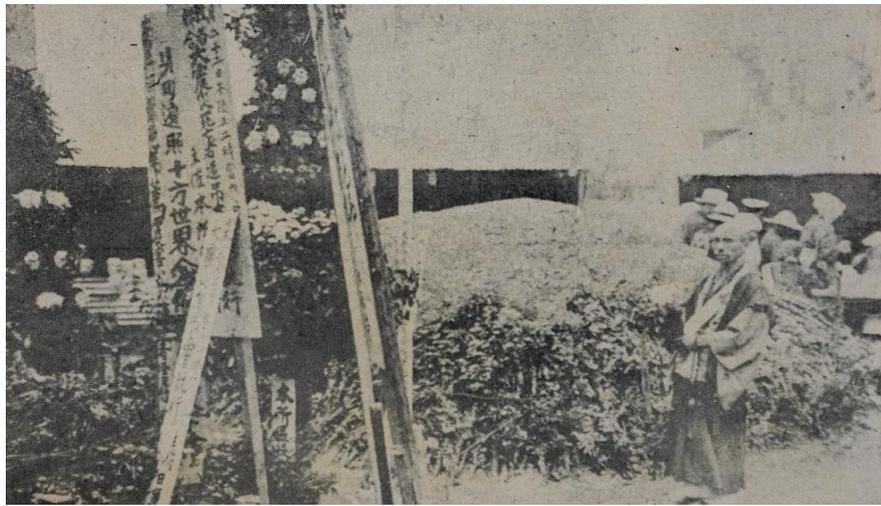


写真6 被服廠跡地での分骨（『衆善』大正12年12月号）



写真7 留岡幸助
出典：留岡幸助日記編集委員会編『留岡幸助日記』1（矯正協会、1979年）



写真8 『和敬学園初年度日記』（慈雲院蔵）

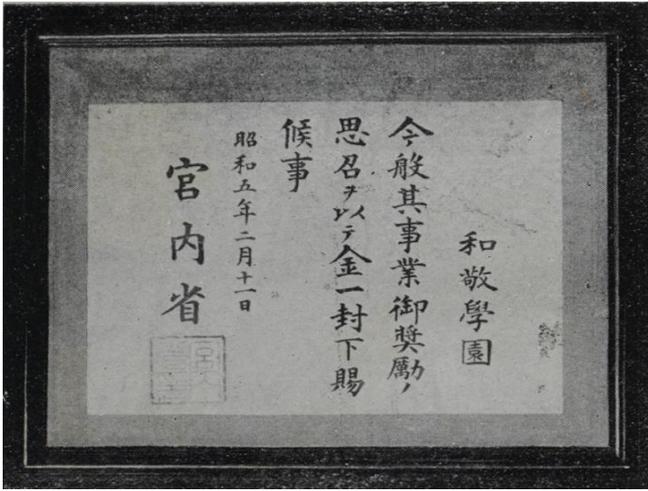


写真9 宮内省下賜金証(『衆善』昭和5年3月号)

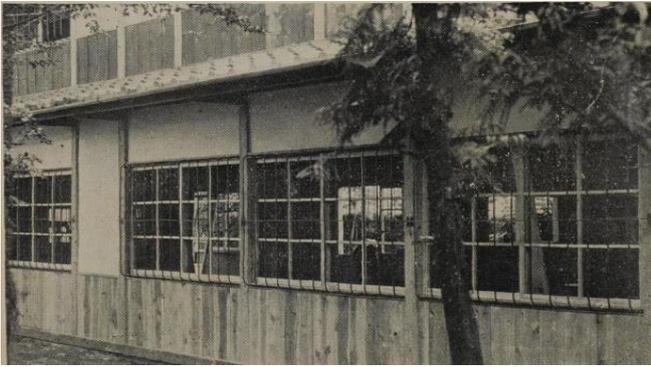


写真10 新築園舎(『衆善』昭和3年7月号)

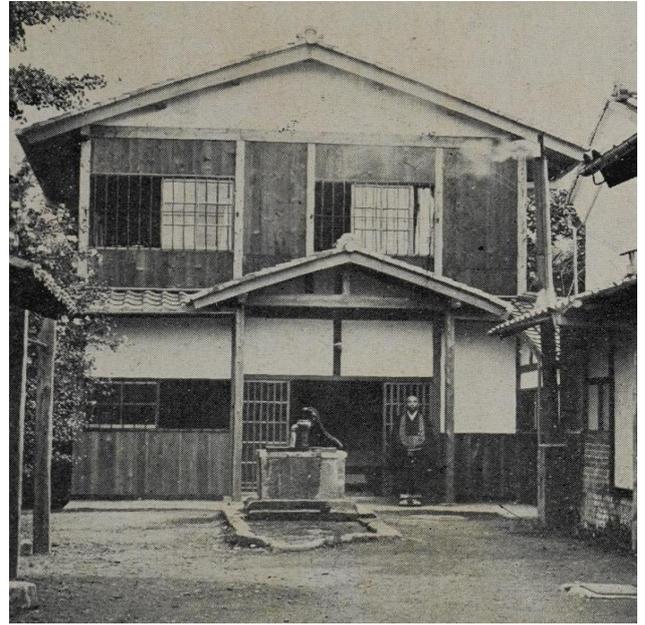


写真11 新築園舎(『衆善』昭和3年8月号)

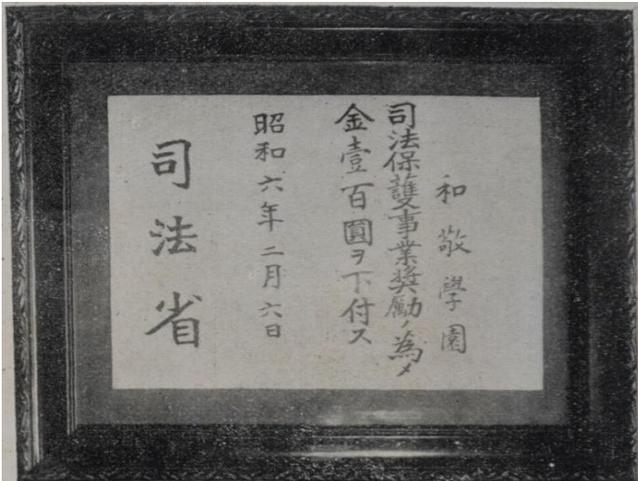


写真12 司法省下付金証(『衆善』昭和6年3月号)